

安全確認行動指針

1 基本方針

(1) 安全確認の優先

子供の安全確認は、児童相談の全ての援助活動において最優先することを改めて認識し、そのために法的対応の活用など必要な措置を迅速、的確に講じること。

保護者との関係性を重視するあまり、安全確認や安全確保の判断に躊躇があってはならない。

(2) 組織的な対応

児童相談所は、緊急受理会議や安全確認会議など、所内協議を通じてリスクアセスメントを適時、的確に行いながら安全確認の方針を明確にすること。

安全確認は、複数職員で対応するとともに、警察など関係機関とも連携して迅速かつ確実に実施すること。

2 虐待通告時の対応

虐待の通告を受けた場合は、「児童虐待通告・相談受付票」のチェック項目を参考に必要事項を確認し、速やかに緊急受理会議を開催する。なお、緊急受理会議前までにできる限りの情報を収集すること。ただし、情報がすべてそろわなくても、緊急受理会議は速やかに開催する。

3 緊急受理会議

緊急受理会議では、緊急性の判断を行い、調査方針、調査対象機関等を決定するとともに子供の安全確認の具体的な方法を決定する。

4 安全確認の実施

原則、虐待通告時から48時間以内の安全確認を行う。ただし、緊急性を判断して即実施することも検討する等、安全確認のタイミングを見定める。

5 安全確認の方法

安全確認の方法は、児童相談所職員が直接目視によって行うことを基本とし、間接現認については、児童相談所職員が児童の所属機関の職員等へ直接目視を依頼することにより行い、安全確認チェックリスト等を使用すること。

なお、安全確認実施に当たっては、下記の点に留意すること。

- (1) 保護者に対し、児童相談所職員であることを名乗り、①虐待通告があったこと、②児童虐待防止法等にのっとり、虐待が疑われる場合、通告義務があり、誰から通告を受けたかについては伝えられないこと、③虐待通告を受けた場合、児童相談所は48時間以内に子供の安全確認をしなければならないこと等を丁寧に説明して、子供に会わせてほしいと伝える。
- (2) 年齢や発達状態、ケースの状況に応じて可能であれば、子供から直接名前や年齢を確認すること。また、きょうだいがいる場合は、それぞれの子供から直接名前や年齢を確認すること。
- (3) 不自然に痩せていたりしないか、成長発達の遅れが見受けられないか、髪の毛や身体を清潔にしているか、着ている洋服が汚れていないか等を確認する。また、身体的虐待を主訴とした

通告の場合は必ず不自然な傷痕等がないかを確認すること

- (4) 午睡や病気で寝ている、勉強しているから等、在宅しているのにも関わらず会わせられないといわれても、児童相談所は48時間以内に安全確認を行わなければならないことを丁寧に説明して、会わせてもらうようお願いする。それでも今は会わせられないという場合は、子供に会える時間を確認し、再度訪問する。
- (5) 子供から話を聞く際は、保護者が隣にいと保護者の目を気にして、保護者の意向に沿った話をする可能性が高いことに留意し、可能であれば別室や自宅以外の場など保護者が同席していない状態で、保護者の直接的な影響を排除して話を聞く。
- (6) 訪問後に児童相談所が来たのは子供のせいであるとして、再虐待が起きないように保護者へ指導するとともに、必要に応じて翌日所属等から子供の様子を確認すること。

6 48時間以内の安全確認ができなかった場合の対応

- (1) 通告後48時間以内に安全確認が出来なかったケースについては、児童が特定できないケースを除き、「会議録A」を用いて速やかに「緊急安全確認会議」を開催し、原則立入調査を実施することを決定し、必要に応じて警察へ援助要請を行う。ただし、数日の時間的猶予が認められる場合や立入調査よりも出頭要求を行った方が有効であると考えられるケースについては、出頭要求を実施することを決定する。出頭要求を実施しても安全確認が出来なかった場合は、ただちに立入調査を行うこともあわせて決定すること（立入調査日決定）。
- (2) 暴力等目撃、きょうだい受理、泣き声通告の心理的虐待の場合であって緊急性が低いと考えられる場合や保護者と連絡がとれ、近日中（おおむね3日以内）に子供との面会の約束をしている場合、近日中（おおむね3日以内）に児童相談所又は学校等の関係機関において安全確認が見込める場合、その他特別な事情がある場合については、次回の安全確認会議まで調査継続とすることができる。

7 調査を継続した場合の対応

- (1) 調査を継続しても安全確認が出来ないケースは、定期的に「会議録A」を用いて「安全確認会議」を開催し、原則立入調査を実施することを決定し、必要に応じて警察へ援助要請を行う。ただし、数日の時間的猶予が認められる場合や立入調査よりも出頭要求を行った方が有効であると考えられるケースについては、出頭要求を実施することを決定する。なお、出頭要求を実施しても安全確認が出来なかった場合は、ただちに立入調査を行うこともあわせて決定すること（立入調査日決定）。
- (2) 児童が特定できないケースや暴力等目撃、きょうだい受理、泣き声通告の心理的虐待の場合であって緊急性が低いと考えられる場合、その他特別な事情がある場合については次回の安全確認会議まで調査継続とすることができる。ただし、調査継続とする場合も、1か月以内には全ての調査を終わらせ、安全確認の方法を決めること。
- (3) 「安全確認会議」は、週1回以上開催することとする。
- (4) 「安全確認会議」には、所長及び児童福祉担当課長代理が出席すること。

8 安全確認実施後の流れ

- (1) 「出頭要求」を実施しても安全確認が出来なかった場合は、数日以内に「立入調査」を実施する。
- (2) 「立入調査」を実施しても子供の安全確認が出来なかった場合には、ただちに「臨検捜索」を行う。「臨検捜索」実施の際には警察へ援助要請を行う。なお、速やかに「臨検捜索」が実施できるよう、「立入調査」の実施と並行して裁判所への令状請求などの準備を進める。
- (3) 児童相談所長は、「立入調査」を正当な理由なく拒否した場合には、児童福祉法違反となるので、刑事告発を行う。
- (4) 「立入調査」や「臨検捜索」を実施しても子供の安全確認が出来ずに居住の実態がなかった場合には、CA情報を全国の児童相談所へ提供するとともに、行方不明届を警察に提出する（行方不明届出者として親族も提出できるが、親族の協力が得られない場合は児童相談所長が届出を行うこと。）等、居所不明児童として対応する。